

予備試験答案練習会 債権法 I 2025年2月9日

弁護士 宮下俊満 shumma_miyashita@klo.gr.jp

2024年度司法試験予備試験答案練習会 債権法 I

2024年4月4日、A建設会社は、Y不動産会社との間で、戸建て住宅（以下「本件建物」という。）に係る建築請負契約を5000万円で締結した。

A建設会社は、真面目な仕事で定評があったが、本件建物の建設に関わった従業員は、やる気がなかったため、怪しげな工事が進んでしまった。

本件建物は、2024年12月中に竣工し、Yに引き渡された。

一方でA建設会社は、資金繰りに苦しんでおり、2024年1月20日にXから借り入れた5000万円の借入金（以下「本件借入金」という。）の返済に苦しんでいた。

そこで、A社は、2024年8月1日に、Yに対する請負代金5000万円（以下「本件債権」という。）をXに譲り渡すことをもって弁済とする旨の合意をした。

そして、A社は、2024年8月2日に、Yに対して「本件債権の支払先はXとなるので、Xへ支払ってください。」との通知をした。

2025年1月20日、Xは、Yに対し、本件債権について、5000万円を支払うよう請求した。

以下の問いに答えよ。なお、設問1及び設問2は、別個の設問とする。

【設問1】

A建設が、2024年5月中に行われた防音工事では、防音材の種類を誤って発注してしまい、十分な防音性能の保てない工事となってしまう、結果として、本件建物に隣接する高速道路からの騒音が、本件建物になだれ込む事態となってしまった。

Xの請求は、認められるか。Yが同時履行の抗弁権を主張することを想定し、検討せよ。

【設問2】

設問1の、2024年9月中に実施した躯体工事では、耐震性能に欠く材料を使ってしまい、本件建物は、十分な耐震性能を持たない建物となってしまった。

Xの請求は、認められるか。Yが相殺を主張することを想定し、検討せよ。

【設問3】

設問1及び設問2いずれの事実も存したと仮定する。

Yとしては、5000万円の支払をXにしたくないと考えていたとして、相殺と同時履行の抗弁権、いずれを主張するのが得策か。



表

試験科目	受験番号	フリガナ	
債権法 I		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：弁護士 宮下俊満
 質問：shumma_miyashita@klo.gr.jp
 2025.2.9実施 答案練習会 債権法 I

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は換書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 宮下俊満

質問：shumma_miyashita@klo.gr.jp

2025.2.9実施 答案練習会 債権法 I

債権法 I 3 頁

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

債権法 I 4 頁

1
設問 1 について

2
第 1 X 側請求

3
ア X は Y に対し AY 間の請負契約に基づく請負代金支払請求権
4
をする。X の請求が認められるためには、X は債権譲渡(民法
5
466 条 1 項)によって同債権を取得していることから①譲受債権
6
の発生原因事実及び②①の債権の取得原因事実が必要となる。

7
イ ①について、請負契約(民法 632 条)において請負代金債権の履
8
行請求権は仕事の完成によって発生する(民法 633 条)。したがっ
9
て譲受債権(以下「本件債権」)の発生原因事実としては(i)請負契
10
約の締結及び(ii)仕事の完成が必要である。本件において Y と A
11
は 2024 年 4 月 4 日、本件マンションの建築工事を報酬 3 億円で
12
A に請け負わせる契約を締結しており (i)充足)、A は 2024 年
13
末に本件工事を竣工させている ((ii)充足) ことから要件を充足
14
する。

15
ウ ②について、本件において X は A との間で本件債権を代物弁
16
済(民法 482 条)によって取得しているが、代物弁済は諾成契約で
17
あり、弁済者と債権者の間の合意のみによって成立するためこ
18
のときに債権の移転効果が生ずる。したがって債権の取得原因
19
事実として、2024 年 8 月 1 日、A と X が A の X に対する 5000
20
万円の貸金債務の弁済に代えて本件債権を X に譲渡する旨合意
21
した事実を主張すればよい。

22
エ 以上より X の請求が基礎づけられる。
23

第2 Y側反論

ア Xからの請求に対しYは債務者対抗要件の抗弁(民法467条1項)として、Aが譲渡の通知をし、又はYが承諾をしない限り、Xを債権者と認めないという権利主張することが考えられる。もっともこれに対してはX側から債務者対抗要件具備の再抗弁として2024年8月2日にAからYに対しAX間の債権譲渡についての通知をした事実を主張することが考えられるためYの反論は認められない。

イ 次にYとしては債権の譲渡における債務者の抗弁(民法468条1項)、及び債権の譲渡における相殺権(民法469条1項)を主張しXに対抗することが考えられる。抗弁事由としてはYのAに対する請負契約の契約不適合による解除(民法559条、564条、541条)、代金減額(民法559条、562条)、及び追完に代わる損害賠償請求(民法559条、564条、415条1項)を理由とする同時履行の抗弁権(民法533条1項)の主張が考えられる。

この点、契約不適合の内容としては防音工事が不十分であり、本件建物に隣接する高速道路からの騒音を十分に防げていないことが挙げられる。この契約不適合の存在により代金減額請求及び追完に代わる損害賠償請求は基礎づけられ、さらにYはAに対し補修工事を行うよう何度も求めていた事情から催告としての修補請求が認められ、催告解除も基礎づけられる。

ウ イで主張している抗弁事由及び自働債権は債権譲渡の対抗要件具備時よりも前に発生、取得している必要がある(民法468条

1 項、469 条 1 項)。ここでの抗弁事由はその基礎事由が債権譲
渡の対抗要件具備時までに発生していればよい。本件における
抗弁事由の基礎は契約不適合の存在であると考えられるが、こ
れは本件建物の防音関係の施工工事中（すなわち 2024 年 5 月
中）に発生したものであり、対抗要件具備時（2024 年 8 月 2
日）までに抗弁事由（同時履行の抗弁権）の基礎は発生してい
たと言える。したがって Y の反論が基礎づけられる。

設問 2 について

設問 2 の事情の下では、追完に代わる損害賠償請求(民法 559
条、564 条、415 条 1 項)が生じたのは、躯体工事中（2024 年 9
月中）であり、したがって抗弁事由の基礎としての契約不適合
は対抗要件具備時（2024 年 8 月 2 日）において発生していなか
ったと言える。

この点、債権の譲渡における相殺権については、債務者が対
抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であって
も、その債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた
債権である場合には相殺を主張できる(民法 469 条 2 項 1 号)。

これは債務者対抗要件の具備前の状況下で相殺への期待が認
められる場面で相殺権を認めることによって債務者の利益を保
護するためである。

本件における Y の A に対する損害賠償請求権の発生の原因は
請負契約にあり、その締結は対抗要件具備時よりも前であると
言えるため同債権を自働債権とする相殺の主張は認められると

1	
2	考えられる。
3	以上より Y の反論が認められる。
4	設問 3 について
5	Y は、A に対し、修補に基づく損害賠償請求権を有しているとして、
6	これとの同時履行を主張することが考えられる。なお、Y は当該損害賠
7	償請求権を自働債権とする相殺を主張することも考えられるが、当該損
8	害賠償請求権は、5000 万円に満たない可能性がある。ここで、同時履行
9	の抗弁権では特段の事情がない限り全額について請求を阻止できるが
10	(最判平成 9 年 2 月 14 日)、相殺の場合、残額について、相殺時から遅
11	延損害金が発生する (最判平成 9 年 7 月 15 日)。したがって、Y は同時
12	履行の抗弁権のみ主張することが得策である。
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上

予備試験答案練習会(民事訴訟法)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(19)		
466条第1項の要件を出している。		3	
要件2つについて適示している。		2	
同時履行の抗弁権について要件を出している。		3	
468条について、抗弁の基礎となる事由発生時がポイントになることを適示している。		7	
本件における妥当な結論を導いている		4	
〔設問2〕	(17)		
相殺の要件を適示している		3	
469条条2項1号を適示している		2	
抗弁の基礎となる事情は請負契約締結であることを適示している。		7	
本件において相殺可能である旨の結論を出している。		5	
〔設問3〕	(14)		
相殺の効果を示している。		5	
同時履行の抗弁権の効果を示している。		5	
相殺と同時履行の抗弁権の効果の差異を指摘している。		2	
本件において妥当な結論を示している。		2	
合計		50	

債権譲渡：抗弁権の問題

Point

- ・代物弁済
- ・468 条 1 項と 2 項
- ・468 条 2 項より譲渡人に対して対抗できた事由とは、譲渡の通知を受けるまでに生じた事由でなければならず、通知を受けるまでに抗弁事由の基礎が生じていなければならない。
- ・469 条 2 項 1 号

設問 1 X→Y α 請求

第 1 X の請求

1 X に帰属する AY 間の α 債権の行使

(1) 要件

X は、X に帰属する AY 間の α 債権を行使する。そのためには、X は以下の 4 点を主張する必要がある。

- ①行使する α 債権の発生原因事実
- ② α 債権の自己への移転
 - i 消滅する債権の発生原因事実
 - ii 代物弁済合意 (482 条)
 - iii ④その合意の当時に、債権 α が債務者 A に帰属していたこと

(2) 要件の理由

②について、本件では、iv 対抗要件具備まで必要なか問題となる。

これに関して、代物の給付により「債権消滅」の効果が与えられるためには、代物弁済契約の履行として給付が現実にされ、かつ完了しなければならない。例えば、代物給付の目的物が不動産である場合は、移転登記を完了した時に、代物弁済による債権消滅が認められる（最判昭 39 年 11 月 26 日）。

他方、代物弁済による「所有権移転の効果」は、原則として当事者間の代物弁済契約の意思表示 (176 条) によって生じる（最判昭和 40 年 3 月 11 日）。

本件では、XA 間の債務消滅が問題となっているわけではなく、X に α 債権が移転しているかが問題となっているから、iv は必要なく、ii で足りる。

(3) 要件該当性

ア①に関して

α 債権は請負代金債権であり、X は AY 間の請負契約・仕事の完成を主張立証すればよい。仮に履行期の合意があり、それが到来していないなら、これは Y が抗弁として主張すべきである。

イ②に関して

- i について、XA 間 5000 万円の貸金債権の存在を主張立証する。
- ii について、2024 年 8 月 1 日、代物弁済合意がなされている。
- iii も認められる。

(4) 結論

以上から、X の請求は基礎付けられる。

第 2 Y の反論

1 債務者対抗要件の抗弁 (467 条 1 項)

Y は、X が債務者対抗要件を備えるまで、X を債権者と認めない旨の権利主張を行うことが考えられる。しかし、本件では、2024 年 8 月 2 日、X は Y に対し債権譲渡通知を行っているので、債務者対抗要件具備の再抗弁が認められる。

2 修補に代わる損害賠償請求権

(2) 同時履行の抗弁権について

ア Y の主張

A は Y に対して譲渡の通知をしたが、Y からは承諾はない。そのため、「譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるとき」にあたり、債務者 Y は「通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」(468 条 2 項)。そして、修補に代わる損害賠償請求権と報酬請求権は同時履行の関係に立つので (533 条)、これを X に対抗することが考えられる。

イ X の再抗弁—「抗弁事由の基礎が通知後に生じたこと」

X は、468 条 2 項より譲渡人に対して対抗できた事由とは、譲渡の通知を受けるまでに生じた事由でなければならず、通知を受けるまでに抗弁事由の基礎が生じていなければならないことから、本件ではそれがなかったと反論することが考えられる。債権譲渡では債権が同一性を保ったまま移転するため、抗弁事由は引き継がれるのが原則であるから、譲受人が、「抗弁事由の基礎が通知後に生じたこと」を再抗弁として主張するべきである。

しかし、本件の仕事の瑕疵は建物完成時から生じており、通知前に生じていたことが明らかだから、基礎が生じていたというまでもなく、このような反論は認められない。

設問 2

(3) 相殺について

Y は、①自働債権の発生原因事実、額②修補に代わる損害賠償請求権の選択③相殺の意思表示を主張することになる。

本件では、自働債権の発生は、躯体工事中 (2024 年 9 月) 以降であるが、その原因は請負契約であるため、対抗要件具備前といえる。

設問 3

Y は、A に対し、修補に基づく損害賠償請求権を有しているとして、これとの同時履行を主張することが考えられる。また、Y は当該損害賠償請求権を自働債権とする相殺を主張することも考えられるが、当該損害賠償請求権は、5000 万円に満たない可能性がある。ここで、同時履行の抗弁権では特段の事情がない限り全額について請求を阻止できるが (最判平成 9 年 2 月 14 日)、相殺の場合、残額について、相殺時から遅延損害金が発生する (最判平成 9 年 7 月 15 日)。したがって、Y は同時履行の抗弁権のみ主張することが得策である。

第1 設問1

1. XはYに対し、XはAから本件債権を譲り受けたことを理由として本件債権について5000万円の支払いを請求している。本件債権は債権者であったAから債務者であるYに対して譲渡が通知されている(民法(以下、法名省略)467条1項)から、譲渡についてAはYに対抗でき、Xの請求は認められると思える。

2. 他方、Yとしては、Aから引き渡された本件建物は防音性能が不十分であるため、YはAに対し「品質」に関して契約不適合があるとして追完請求権(632条、559条、562条1項)又は損害賠償請求権(564条、415条1項)を取得する。そして、これらの請求権と本件債権の同時履行を主張し(533条)、Xの請求権を拒むと考えられる。

3. ではYの反論は認められるか。Xが対抗要件を具備したのが2024年8月2日であるところ、AがYに本件建物を引き渡したのが同年12月であるため、「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」(468条1項)に当たらず、YはAに対する上記請求権をもってXに対抗できないのではないか。

468条1項の「事由」の意味が問題となるところ、「事由」の範囲を広く解すると債権譲渡の通知のみで債務者を不利益な地位におくことになってしまう。

そこで、「事由」とは、既発生の抗弁や抗弁権の発生原因にとどまらず、抗弁権発生基礎となる事由も含まれると解すべきである。

本件では確かに、追完請求権及び損害賠償請求権は本件債権譲渡の対抗要件具備後になされているが、かかる請求権発生基礎となる不十分な防音工事自体は2024年5月にされているため、対抗要件具備時より前に生じているといえる。

したがって、Yは同時履行の抗弁権を「対抗要件具備時までに生じた事由」として対抗できる。

4. よってYの反論が認められるのでXの請求は認められない。

第2 設問2

1. 設問1同様、Xは本件債権をAから譲り受けたことをYに対抗できるため、Xの請求は認められると思える。

2. Xの請求に対してYは、本件建物は耐震工事が十分でないため「品質」について契約不適合があると主張する。そして、耐震工事は建物の基礎であるため追完は不可能と考えられるので、Yは追完請求に代わる損害賠償請求権をAに対して取得し、これと本件債権の相殺を主張してXの請求を拒むと考えられる。

3. もっとも、追完に代わる損害賠償請求権には同時履行の抗弁権(533条かっこ書き)が付着しているため相殺は不可能ではないか(505条1項ただし書き)。この点、追完に代わる損

害賠償請求権と、報酬支払請求権である本件債権の相殺は可能と考える。なぜなら、両者は共に金銭債権だから互いに履行させる意味がないことに加え、前者は実質的に代金減額請求権であるため相殺と認めた方が簡易な清算となる点で好ましいためである。

したがって両債権の相殺自体は行える。

4. そうだとしても、追完に代わる損害賠償請求権は「対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権」(469条1項)ではないため、やはり相殺はできないのではないか。

この点、同項の要件を充足せずとも2項各号に該当すれば相殺は可能である。本件では2項1号に該当するのではないか。「前の原因」の意義が問題となる。

同号が相殺を認める趣旨は、対抗要件具備時より後に取得した債権であっても、それ以前に相殺への合理的期待が生じているのならば、かかる期待を保護する点にある。そうだとすれば、「前の原因」とは、形式的に「前の原因」に当たるだけでは足りず、相殺への合理的期待が生じていたか否かも含めて判断しなくてはならないと考える。

損害賠償請求権は請負契約の存在を前提とするものだから、形式的には「前の原因」に当たる。そして、請負契約においては仕事の引渡しと報酬支払いが同時履行とされていることから、仕事の完成が充分でない場合の追完請求も同時履行と主張でき、そうであれば追完請求に代わる損害賠償請求も同時履行と主張できる。そして、3で述べたように、報酬支払請求権と損害賠償請求権は互いに履行させる必要性を欠くことから、両者は相殺されるとの合理的期待を有していると評価できると考える。

したがって、形式的にも実質的にも「前の原因」に当たり469条2項1号の要件をみたす。

5. よってYの反論が認められるためXの請求は認められない。

第3 設問3

1. 相殺を主張するのが得策と考える。

2. 同時履行の抗弁権を主張する場合、Aが追完工事を行ったり損害賠償金をYに支払うと同時にYはXへ5000万円を支払う必要がある。しかし、相殺であればYは現実に支出する必要がない。

3. よって相殺の主張が得策である。

以上

表

試験科目
債権法 I

最優秀答案
回答者: K・Sさん

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師: 弁護士 宮下俊満
質問: shumma_miyashita@klo.gr.jp
2025.2.9実施 答案練習会 債権法 I

債権法 I 1 頁

第1 設問1

1. XはYに対し、XはAから本件債権を譲り受けたことを理由として本件債権について5000万円の支払を請求している。本件債権は債権者であったAから債権者であるYに対して譲渡が通知されている(民法(以下、法名省略)467条1項)から、譲渡についてAはYに対抗でき、Xの請求は認められずである。

2. 他方、Yとしては、Aから引き渡された本件建物は防音工事が性能が不十分であるため、YはAに対し「品質」に関して契約不適合があると主張し、追完請求権(632条, 559条, 562条1項)又は損害賠償請求権(464条, 415条1項)を取得できるとして、これらの請求権と本件債権の同時履行を主張し(533条)、Xの請求を拒否を考えられる。

3. YはYの反論は認められるが、Xが対抗要件を具備したのが2024年8月20日であり、AがYに本件建物を引き渡したのが同年12月であるため、「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」(468条1項)に当たらず、YはAに対抗し上記請求権をもってXに対抗できないことは明白である。

468条1項の「事由」の意味が問題となる。この「事由」の範囲を広く解釈し債権譲渡の通知が債権者にとって不利益な地位に及ぼすことになり、これに「事由」として、譲渡人の権利を行使する原因に及ぼす事由、権利行使の基礎となる事由を含まれると解釈すべきである。

本件では確かに、追完請求権及び損害賠償請求権は本件債権譲渡の対抗要件具備後に生じたものであるが、Aが請求権行使の基礎とならず不十分な防音工事自体は2024年5月に工を終了しているため、対抗要件具備

23 時より同時履行の抗弁権の発生は、原則には生じない。
24 したがって、Yは同時履行の抗弁権を「対抗要件具備時までに生じた事由」として対抗できる。

26 4. さらにYの反論が認められるので、Xの請求は認められずである。

第2 設問2

28 1. 設問1同様、Xは本件債権をAから譲り受けたことをYに対抗できるとして、Xの請求は認められずである。

2. Xの請求はYに対し、本件建物は耐震工事が不十分であるため契約不適合に陥り、契約不適合があると主張する。そして、耐震工事は建物の基礎であるため、追完は不可能と考えられるので、Yは追完請求権に代わり損害賠償請求権をAに対して取得し、これと本件債権の相殺を主張してXの請求を拒否を考えられる。

3. さらに、追完に代わり損害賠償請求権には同時履行の抗弁権(533条1項, 2項)が行使できないため、相殺は不可能と見なされる(505条1項, 1項1号)。この点、追完に代わり損害賠償請求権と、損害賠償請求権がある本件債権の相殺は可能と考えられる。加えて、両者は同一金銭債権だから互いに履行すべき旨が明白であるに於て、前者は原則的に代金減額請求権があるため相殺を認めた方が簡易で清算しやすいためである。

したがって、両債権の相殺自体は行える。

4. さらにYとしては、追完に代わり損害賠償請求権は「対抗要件具備時以前に取得した譲渡人に対する債権」(469条1項)に該当しない



裏

<p>【注意事項】</p> <p>1 審判用紙の綴り 本審判用紙は、綴りの審判用紙です。 行状の審判を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、専断となるので、注意してください。 なお、試験時間中に審判用紙の取違えに気付いた場合には、試験委員の指示に従ってください。（試験時間終了後の審判用紙の取違えの申出は一切認めません。）</p> <p>2 審判用紙の取替え、追加配布はできませんので、用いたり余りたりしないでください。</p>	<p>3 審判作成上の注意</p> <p>(1) 審判は前置きとし、前置きの枠内に問題に応じて書き添えてください。なお、前置きの枠外（青色部分及びその円形の角の部分）に記載した場合には、審判部分と認められず、審判部分として専断となります。</p> <p>(2) 審判は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製用紙に滲れぬものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、審判として専断となります。</p> <p>(3) 審判を訂正するときは、訂正部分が行状にわたる場合は別紙で1行の場合には横線で、その他の場合は斜線で訂正してください。</p> <p>(4) 審判用紙の取替えを希望する場合には、自分が最後の用紙は「黒から記載」され以外の用紙は「黒から記載」とだけ、試験時間中に審判用紙に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）</p> <p>(5) 審判用紙の取替えの申請には何も記載しないでください。</p> <p>4 その他 前置きに受験者の氏名又は特記人の署名であると判断される記載のある審判は専断事項として専断となります。</p>
---	--

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 宮下俊満
質問：shumma_miyashita@klo.gr.jp
2025.2.9実施 答案練習会 債権法1

債権法1 3頁

35 いため、やはり相殺は可能か
36 二の点、同項の要件を充足せずとも二項各号に該当すれば相殺は可能
37 あり。本件では二項1号に該当するからはいか。前項の原因の意義が問
38 題となる
39 同号が相殺を認める趣旨は、対抗要件具備時刻後に取得した債
40 権であり、それ以前に相殺の合理的期待が生じているならば、
41 かかる期待を保護する点にある。そうであれば、「前項原因」とは、
42 形式的に「前項原因」に当たり得るは足りず、相殺の合理的期待が
43 生じていたか否かを総合的に判断してはならないと考へる。
44 損害賠償請求権は請負契約の存在を前提とするものだから、形式的
45 的には「前項原因」に当たり得る。そして、請負契約においては仕事の完成
46 報酬支払いが同時履行とされていり、仕事の完成は相手方が交
47 付しない場合の追完請求も同時履行と主張でき、そうであれば追完請
48 求に代わらず損害賠償請求も同時履行と主張できるとして、3の
49 述べたように、報酬支払請求権と兼て損害賠償請求権に互いに履
50 行し得る必要性を欠くことから、両者は相殺し得る合理的期待を
51 有しているとは評価できると考へる。
52 したがって、形式的にも実質的にも「前項原因」に当たり得る2項1
53 号の要件をみたす。
54 5. よってYの反論が認められずYの請求は認められる。
55 第3 質問3
56 1. 相殺を主張する者が得策と考へる。

57 2. 同時履行の対抗権を主張する場合は、Yは5000万円をAに追完工事を行
58 った損害賠償金をYに支払うと同時にYはXに5000万円を支払う必要が
59 あり。しかし、相殺があればYは現在に支払う必要がなくなる。
60 3. よって相殺の主張が得策である。
61 以上
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88